

変更届書

業 務 の 種 別		高度管理医療機器等販売業	
許可番号、認定番号又は登録番号及び年 月 日		第 1 1—〇〇 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称	〇〇コンタクトレンズ	
	所 在 地	浜松市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	責任役員	別紙のとおり	別紙のとおり
変 更 年 月 日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考		新たに業務を行う役員となった者は法第5条第1項第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当しない	

上記により、変更の届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後 30 日以内に提出する
※変更前の提出は不可
※30 日過ぎてしまったら
遅延理由書が必要

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

浜松市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

（あて先）浜松市保健所長
【添付書類】 1.登記事項証明書
2.変更前の組織図
3.変更後の組織図

新たに役員となった者について、備考欄に薬機法上の欠格事由に該当しないことを記入する。

人数が多いときは「別紙のとおり」と記入して別紙を添付する。

<参考>

「薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を示した組織図」について

「責任を有する役員」とは

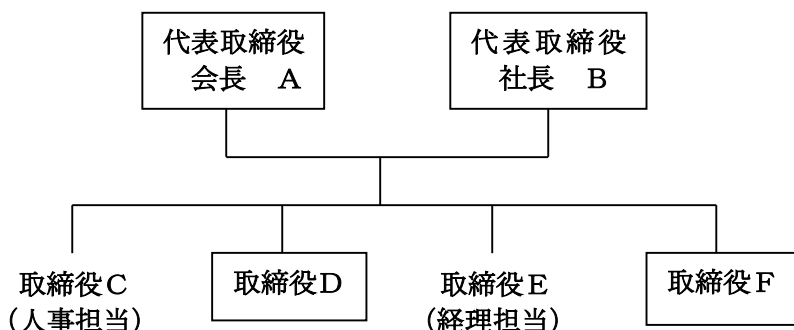
- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）の場合は、会社を代表する取締役及び薬機法の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び薬機法の許可に係る業務を担当する執行役
- (2) 合名会社の場合は、定款に別段の定めがないときは社員全員
- (3) 合資会社の場合は、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- (4) 合同会社の場合は、定款に別段の定めがないときは社員全員
- (5) 民法法人・協同組合等の場合は、理事全員（業務を担当しない理事を除く）
- (6) 外国会社の場合は、会社法第 817 条にいう代表者

を指すものである。

また、上記の「薬機法の許可に係る業務を担当する取締役」とは、薬機法に関する許可や届出を必要とする薬局等の管理運用等に係る事業を担当する取締役をいい、人事・総務・経理・広報等の総括的な業務を行う取締役は含まない。

<記 載 例>

株式会社 ○○○○ 組織図



☐ の者が薬事に関する業務に責任を有する役員であることを証明します。

令和○○年○○月○○日

浜松市○○区○○○丁目○○番○○号

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○